

## 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名 地域コミュニティ関連施設におけるファシリティマネジメント推進検討業務委託

2 履行期限 契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 履行場所 横浜市内

### 4 趣旨・目的

令和4年度に横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン、横浜市公共施設等総合管理計画を策定し、ファシリティマネジメントの推進に取り組んでいるところです。

社会環境の変化や技術革新等、時代の要請に応じて、公共施設に求められる役割や機能は常に変化していきませんが、その中でも現在は本市にとって大きな転換期です。平成初期に想定した公共施設が概ね出揃った段階で、令和3年には人口減少に転じ、次の時代の公共施設のあり方や施設更新等の進め方が問われています。

本業務は、ファシリティマネジメントの推進にあたって、地域特性等を把握した上で将来ニーズを分析し、持続可能な施設サービスを未来に繋げていくために、柔軟性かつ汎用性のある考え方や具体方策を検討するものです。

### 5 委託業務内容

#### (1) 対象施設

地域コミュニティ関連施設を主とした市民利用施設（地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザ、老人福祉センターほか）

#### (2) ファシリティマネジメントを推進していく具体方策の検討等

対象施設のファシリティマネジメント推進の具体方策を検討し、とりまとめるとともに、地域コミュニティ関連施設の将来像を示す上で必要な検討事項や影響する要素等を整理する。

##### ア 利用実態調査・分析

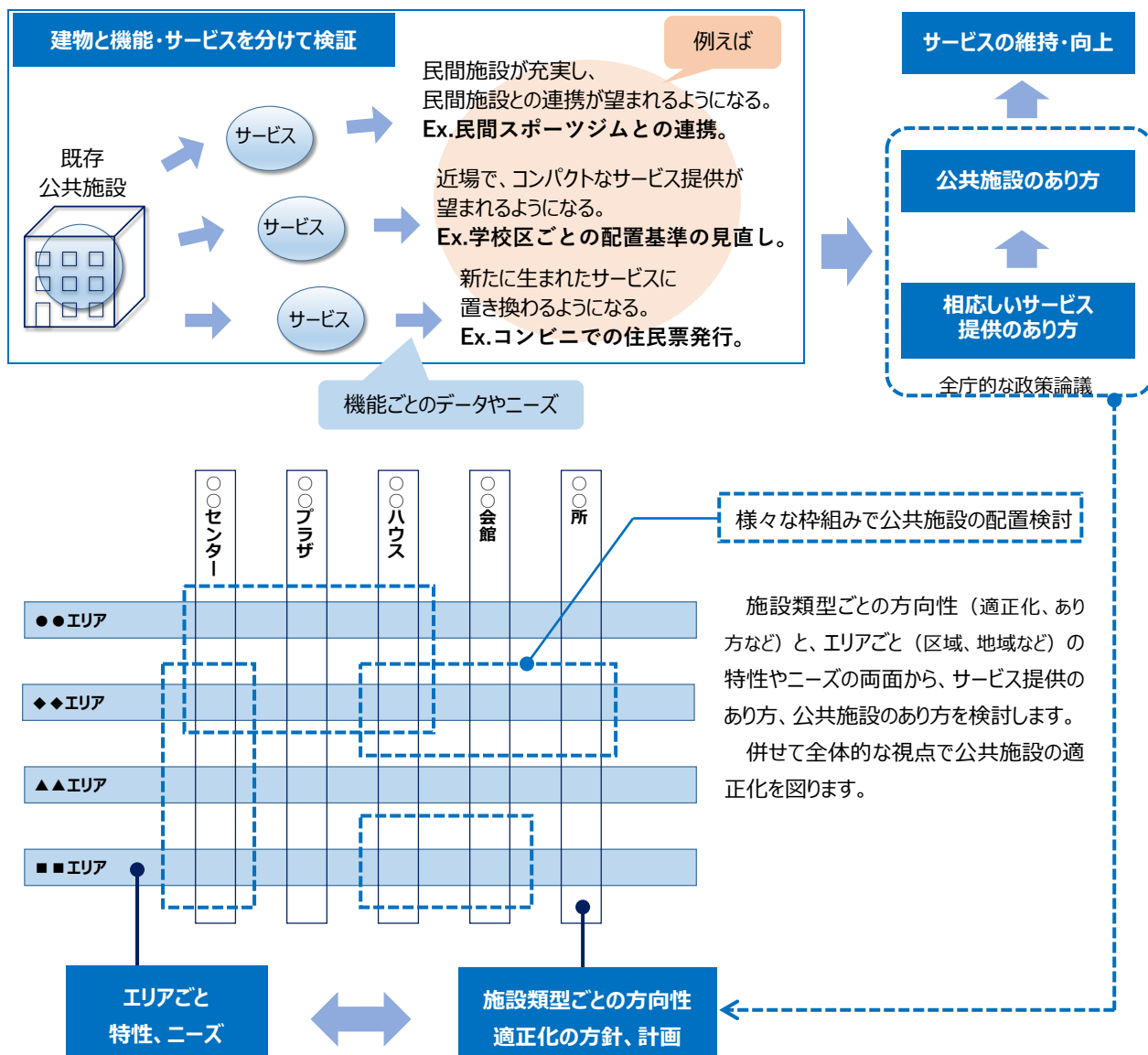
- ・2から4か所程度の検討エリア（委託者との協議により決定）における地域コミュニティ関連施設を主とした市民利用施設の利用実態を調査・検証し、ニーズや必要機能の現状分析を行う。
- ・利用実態の調査の一環として、施設利用者のヒアリング等を行う。
- ・民間類似施設、地形、人口構成、鉄道沿線等から地域特性等を検証する。

##### イ 将来ニーズの想定

- ・アの検討エリアの将来人口推計、社会環境の変化、技術革新等の要素から将来ニーズを分析する。

##### ウ 具体方策の検討・整理

- ・ア、イを基にファシリティマネジメントを推進する具体方策を検討し、柔軟性かつ汎用性のある考え方や必要検討事項等を整理し、とりまとめる。



## 6 成果品

- (1) 報告書本編、概要版 (※) 3部
- (2) 中間報告書：概要版 (※) の素案 3部 (12月下旬提出想定：詳細は委託者との協議により決定)
- (3) 本業務委託により作成した資料 1部
- (4) 上記資料の電子データ (CD-R) 1部

※概要版はパワーポイントで作成すること。

## 7 条件・仕様

- (1) 留意する方針、計画等

横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン、横浜市中期計画 2022～2025、横浜市公共施設等総合管理計画、横浜市将来人口推計ほか

- (2) 提供資料、データ等 (一部はオープンデータとして横浜市ホームページに公表しています)

ア 市民利用施設の利用実態データ：年間総利用者数、稼働率など

イ 公共施設の基礎データ：竣工年、面積、構造等

## 8 業務進行上の注意

- (1) 受託者は、委託者と密接に連携し、効率的な業務の進行に努めなければならない。
- (2) 委託期間中、詳細事項及び内容に疑義が生じた場合、並びに業務上重要な事項の選定については、都度、委託者と協議を行い、その結果を書面にてまとめ、委託者の指示又は承認を受けることとする。
- (3) 委託者は必要に応じて業務内容を変更できることとし、この場合、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
- (4) 本業務における法令や計算の根拠、外部資料、及びデータの出典等は全て明確にしておくこと。本業務に関して必要となる備品類等は受託者が準備すること。
- (5) 本業務に関するデータは原則として委託者に帰属する。
- (6) 本業務で委託者が提供したデータは、全て返却すること。
- (7) 本業務の履行に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て委託者に帰属する。
- (8) 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を、従前から受託者又は第三者に帰属する著作権を除き、当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (9) 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- (10) 本業務を遂行する上で知り得た情報に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は業務従事後も当該業務に従事していたすべての従事者に遵守させること。また、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- (11) 本契約における契約不適合を理由とした追完請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができる期間については、目的物の引渡しの日から1年とすること。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

## 9 その他

契約の履行にあたり、委託契約約款、個人情報取扱特記事項、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項を遵守すること。